

令和 6 年 6 月 1 日

マージン率等に係る情報提供

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施工により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に

支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）及び教育訓練に関する事項を公開

することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

1. 対象期間 令和 5 年 6 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日

2. マージン率等

No.	項目	数値等	備考
1	派遣労働者の数	1 名	派遣労働者の数（1 日平均）
2	派遣先の件数	1 件	派遣先の実数
3	労働者派遣の料金	¥27,711	労働派遣に関する料金額の平均（1 日 8 時間あたりの額）
4	派遣労働者の賃金	¥15,139	派遣労働者の賃金の平均（1 日 8 時間あたりの額）
5	マージン率	45.4%	下記【マージン率に含まれるもの】を参照

【マージン率に含まれるもの】

- ・雇用主負担となる労災保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料
- ・労働者が有給休暇または慶弔休暇を取得した際に支払う賃金（派遣先に請求できない費用）
- ・労働者の健康診断費用
- ・教育訓練、資格取得、各種研修費用、これらに参加した際に支払う賃金（派遣先に請求できない費用）
- ・社員の健康維持など福利厚生費
- ・営業、管理、採用活動等の事業運営にあたる派遣労働者以外の人件費
- ・事業運営上必要となるシステム維持費、オフィス賃料、求人広告費等をはじめとする諸費用
- ・営業利益などが含まれております。

3. 教育訓練に関する事項

種類	対象者	訓練方法（期間）	実施主体	費用
低電圧取扱特別教育	作業従事者	OJT（14 時間）	訓練機関	無償
自由研削といし特別教育	作業従事者	OJT（6 時間）	訓練機関	無償
墜落制止用器具特別教育	作業従事者	OJT（6 時間）	訓練機関	無償
業務管理者	作業従事者	OFF-JT（2 時間）	事業主	無償

4. 福利厚生施設

◇食堂 有（11：45～13：15） ◇休憩室 有（9：00～17：30） ◇更衣室 有（時間帯の定めなし）

5. 労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

◇労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和 7 年 3 月 31 日）

- ・協定対象者の範囲（産業機械の組立・分解・清掃の業務に従事する従業員）